

## 余市町地域公共交通活性化協議会設置要綱（改正案）

## （設置）

第1条 余市町における地域公共交通の活性化等に関する協議を行うため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の3の規定に基づく協議会として、余市町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

改正前の（設置）には具体的な取組みを定義していたため、団体規約に規定するものとし、設置する内容に留める

## （協議）

第2条 協議会は、余市町における地域公共交通の活性化等のために、必要な事項を協議する。

具体的な協議事項については、団体規約に規定するため、「目的達成のために協議を行う」に留める

## （委員）

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命し、又は委嘱する。

- （1） 余市町長が指名する職員
- （2） 公共交通事業者等の代表者が指名する者
- （3） 関係する道路管理者が指名する者
- （4） 北海道札幌方面余市警察署の代表者が指名する者
- （5） 地域住民団体の代表者が指名する者又は利用者
- （6） 国土交通省北海道運輸局札幌運輸支局長が指名する者
- （7） 北海道後志総合振興局長が指名する者
- （8） 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者が指名する者
- （9） その他町長が必要と認める者

## （任期）

## 余市町地域公共交通活性化協議会設置要綱（改正前）

## （設置）

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の3の規定に基づき、公共交通計画（地域公共交通網形成計画）（以下「計画」という。）の作成及び実施に関する協議その他持続可能な地域公共交通網の形成に資する取組の推進に関し必要な協議を行うため、余市町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## （協議事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- （1） 町内における地域公共交通のあり方に関すること。
- （2） 形成計画の作成及び変更に関すること。
- （3） 形成計画の実施に関し必要な事項に関すること。
- （4） 形成計画に定められた事業の実施に関すること。
- （5） 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めること。

## （委員）

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命し、又は委嘱する。

- （1） 余市町長が指名する職員
- （2） 公共交通事業者等の代表者が指名する者
- （3） 関係する道路管理者が指名する者
- （4） 北海道札幌方面余市警察署の代表者が指名する者
- （5） 地域住民団体の代表者が指名する者又は利用者
- （6） 国土交通省北海道運輸局札幌運輸支局長が指名する者
- （7） 北海道後志総合振興局長が指名する者
- （8） 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者が指名する者
- （9） その他町長が必要と認める者

## （任期）

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

2 会長は、余市町副町長とし、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長及び監事は、委員の中から会長が指名する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 監事は本会の会計を監査する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

会議の招集は会長が行う規定に留め、具体的な会議の開催要件などは団体規約において規定する。

(分科会)

第7条 第2条に関する協議について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

2 会長は、余市町副町長とし、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長及び監事は、委員の中から会長が指名する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 監事は本会の会計を監査する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の決議方法は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して出席を求めることができる。

6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(分科会)

第7条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、別に定める

(事務局)

第8条 協議会の庶務は、総合政策部政策推進課において処理する。

事務局の所在地など口座開設に必要な事項となるため、団体規約において具体的に規定する

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営上必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

第8条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、余市町役場内に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が指名する者をもって充てる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営上必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。